

衆議院内閣委員会ニュース

【第208回国会】令和4年3月25日（金）、第12回の委員会が開かれました。

- 1 ①経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第37号）
②経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外2名提出、衆法第10号）
- ・小林国務大臣、大野内閣府副大臣、鈴木外務副大臣、細田経済産業副大臣、岩田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・経済産業委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。
（質疑者）平将明君（自民）、石原宏高君（自民）、高木啓君（自民）、河西宏一君（公明）、緒方林太郎君（有志）、小山展弘君（立民）、森田俊和君（立民）、山岸一生君（立民）、櫻井周君（立民）、堤かなめ君（立民）、堀場幸子君（維新）、足立康史君（維新）、浅野哲君（国民）、笠井亮君（共産）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

平将明君（自民）

内閣提出法律案

- ア 特定重要物資に該当する物資及び医薬品の当該物資への該当性
- イ セファゾリンの欠品により継続的医療の提供が脅かされた経験及び原材料等の海外への依存状況を踏まえた厚生労働省における取組並びに今後の安定供給を図る上での課題
- ウ 経済安全保障の推進の観点から平時にはコスト増になる民間企業の取組を長期的に持続させるための支援策
- エ 基幹インフラについて、既存の業種ごとの規制に加え、本法律案において業種横断的な規制をすることとした経緯及び規制の対象を絞り込む必要性

石原宏高君（自民）

内閣提出法律案

- ア 先端的な重要技術の開発支援
 - a 調査研究業務の具体的な委託先、その内容及び予算規模
 - b 令和5年度に立ち上げるシンクタンクについて、新設するのか、既存の政府系研究機関がシンクタンクとなることが排除されないかの確認
 - c 経済産業省における重要技術の動向及びサプライチェーンの状況についての調査の内容、対象分野、結果及び調査の継続の有無
 - d 指定基金の規模、積み方及びその管理者の具体的なイメージ
 - e 従来の科学技術開発と本法律案の協議会の違い
- イ 重要物資の安定的な供給の確保
 - a 特定重要物資の対象に蓄電池が含まれる可能性
 - b 指定される安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人の具体例並びに基金の積み方及び規模
- ウ 非公開の対象となる特許出願の保全指定までの流れ
- エ 経済安全保障政策の着実な進展に向けた小林国務大臣の意気込み

高木啓君（自民）

内閣提出法律案

- ア 日本学術会議の研究者による中国製造 2025 における重点産業分野の研究実態
- イ 日本学術会議が中国科学技術協会と協力促進の覚書を締結したことにより我が国の研究成果が流出する疑念
- ウ 外国為替及び外国貿易法が定めるコア業種と本法律案が定める基幹インフラの審査対象とのそれぞれの役割及び相違点
- エ 本法により外国投資家による我が国の基幹インフラに対する投資を差し止めることの可否
- オ 基幹インフラに対する審査内容の開示範囲
- カ 調査研究業務委託機関（シンクタンク）の規模及び内容
- キ 経済安全保障に係る物資に対する入札制度の抜本的改革の必要性

河西宏一君（公明）

内閣提出法律案

- ア 経済安全保障の目的は、国家の安全を維持し国民の生命と財産を守ることであること及び本法律案の4つの施策が経済安全保障を確保するための手段の一部であることの確認
- イ 国民の生命と財産を守ることに照らし規制措置は適切に抑制される必要性
- ウ サプライチェーン調査に当たり事業者に対する罰則規定を設けないこととした理由
- エ 特許出願の非公開
 - a 保全指定を受けた場合の補償金は憲法第 29 条第 3 項に基づく正当な補償であることの確認
 - b 特許出願非公開基本指針に盛り込まれる技術分野等によるスクリーニングの考え方及びその周知方法
 - c 補償金額算定に当たっての審査内容の客観性及び公平性の確保のための具体的な仕組み及び補償金額決定後における見直しの機会の有無
 - d 中小零細企業又は個人が保全審査の段階で十分な事前相談を行うことが可能な相談窓口の所在及び同窓口の専門性
 - e 特許が非公開となった場合における先願権の付与についての確認
 - f 特許出願の非公開により後願者である第三者に損失が生じない仕組み
 - g 特許出願人に対し、保全指定前に出願維持の意思確認を行う日本独自の制度を設けた背景及び出願者の意思尊重は我が国のイノベーションや産業発展への寄与を考慮したためであるかの確認
- オ 特定社会基盤事業者に指定されない中堅企業に対して、経済安全保障面で主体的、自発的な取組を促進する政策の必要性
- カ 国民及び国際社会の理解を得つつ、外国人技術者又は留学生と共存する経済安全保障政策を進めていく方法

緒方林太郎君（有志）

内閣提出法律案

- ア 小林国務大臣の答弁の方向性は明確であるものの、経済安全保障の定義等が不明確であるとの指摘に対する見解
- イ 特定重要物資
 - a 特定重要物資の安定供給確保は、各主務大臣の新たな任務であることの確認
 - b 特定重要物資の安定供給確保について各省の設置法に所掌事項として規定しなかった理由
- ウ 本法律案第 62 条に基づく官民の技術協力の協議会
 - a 協議会に防衛大臣が参画し得ることの確認

- b 協議会における秘密保持について、技術開発の進展により特定秘密に該当する可能性を想定した制度設計をする必要性

小山展弘君（立民）

- (1) 我が国が米中の緊張緩和を促進する基本的戦略を有する必要性
- (2) 技術の進展に伴う技術移転規制、買収規制等を見直す動きの有無
- (3) 内閣提出法律案
 - ア 「経済安全保障」という文言を用いなかった理由
 - イ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
 - a 特定社会基盤事業である金融事業に地方銀行、信用金庫、農業協同組合及び漁業協同組合が含まれるかの確認
 - b 本法律案第 58 条の報告又は資料の提出における「必要な限度」の具体的範囲
 - エ 特定重要物資の指定の基準、プロセス及び総数並びに安定供給確保の中に重要先端技術に関する物資も含める必要性
 - オ 先端的な重要技術の開発支援
 - a 特定重要技術の選定の進め方
 - b 特定重要技術の調査研究業務の具体的な委託先及び先端技術の目利きをできる人材の養成の必要性
- (4) 政府共通プラットフォームについて国内企業が受注する必要性

森田俊和君（立民）

- (1) 戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部（以下「対策本部」という。）
 - ア 経済産業省に設置された対策本部の法的位置付け
 - イ 対策本部と内閣提出法律案の関係
- (2) 内閣提出法律案
 - ア 本法律の成立の有無にかかわらず、小林国務大臣が経済安全保障に関する組織の司令塔にもなっていることの確認
 - イ 重要物資の安定的な供給の確保
 - a ある物資が特定重要物資として指定されるかどうか予見できないことの確認
 - b あらゆる物資が特定重要物資の対象となり得ることの確認
 - c 特定重要物資の指定基準を本法律案に規定する必要性
 - d 供給確保計画の策定に当たっては、企業活動を阻害することのないよう必要最小限とする必要性

山岸一生君（立民）

「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂

- ア 金融庁が国家安全保障局と経済安全保障に関する記述を盛り込むか相談を行った日
- イ アの相談における国家安全保障局の相手方
- ウ アの相談の相手方である藤井前経済安全保障法制準備室長が金融庁の相談に対し 4 月 27 日時点でどのように応じたかの確認
- エ 金融庁が甘利明衆議院議員に対し報告を行った日
- オ エの報告について、藤井氏のメールで言及された同月 28 日に行われなかった理由
- カ エの報告について、同日の予定がキャンセルされたのか、当初から予定されていなかったのかの

確認

- キ 甘利明衆議院議員からの提案
 - a 金融庁への提案内容
 - b 経済安全保障に関する提案があったことの確認
 - c 提案されたとする内容が5月7日と同月12日で異なっていたかの確認
 - d 経済安全保障に関する提案が同月7日にあったことの確認
 - e 國分多摩大学ルール形成戦略研究所所長や藤井氏について言及があったかの確認
 - f 甘利明衆議院議員が経済安全保障に関する問題意識を持ったのは、国家安全保障局の提案に起因することの確認
- ク 改訂に関する金融庁と国家安全保障局の協議等の時系列
- ケ 政府の経済安全保障政策における國分氏の役割

櫻井周君（立民）

- (1) 内閣提出法律案
 - ア 特許出願の非公開
 - a 特許査定の手前まで審査を進めるのではなく、特許査定又は拒絶の査定まで行う必要性
 - b 安全保障上の観点から特許出願を諦めていた者が特許出願の非公開に関する制度を踏まえて行う特許出願の数の想定
- (2) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法
 - ア 弁護士及び外国法事務弁護士の両方の社員が存在する共同法人において、外国法事務弁護士が保全対象発明や被雇用の弁理士に不当に関与する懸念
 - イ 外国資本が支配する事業者の出資による弁理士法人又は特許事務所の設立を禁止する必要性

堤かなめ君（立民）

内閣提出法律案

- ア 先端的な重要技術の開発支援
 - a 技術の優位性及び不可欠性の意味
 - b 技術の優位性及び不可欠性を十分に検証した上で、選定基準を明確に定め、真に必要な技術に対し集中的に開発支援を行う必要性
 - c 協議会への参加や厳格な守秘義務が求められることへの懸念に対する小林国務大臣の見解
 - d 協議会の途中脱退の可否及び途中脱退した場合の不利益の有無
- イ 基本指針及び政省令で定めるとしている項目数
- ウ 研究成果が公表できない、研究者の交流が制限される等により革新的な技術開発が妨げられるとの経済界の懸念及び経済界への影響に対する政府の見解

堀場幸子君（維新）

内閣提出法律案

- ア 国際情勢の複雑化及び社会経済構造の変化等に伴う我が国の安全保障の方向性
- イ 「同志国」の定義
- ウ 「同志国」の定義に含まれている国名
- エ 特定重要物資のサプライチェーンを強靱化する際の国際分業体制の構築の在り方
- オ 特定重要物資等の調査
 - a 政府が当初作成していた条文案に調査を忌避した者に対する罰則規定が含まれていたか否かの

確認

- b 同条文案に罰則規定が含まれていた理由
 - c 本法律案で調査を忌避した者への罰則規定が置かれていないことによるリスク
 - d 調査対象が限定されているにもかかわらず自主的な調査しか行えないことの妥当性
 - e 安全保障の観点から調査を忌避した者に対する罰則規定を置く必要性
- カ 経済に関するインテリジェンス体制の強化及びセキュリティクリアランス制度を導入する必要性

足立康史君（維新）

- (1) ディスインフォメーション（偽情報）
 - ア 偽情報による安全保障上の脅威
 - イ 金融商品取引法に基づく偽情報の監視
 - a 同法第 158 条で禁止されている「風説の流布」の趣旨及び同規定の適用状況
 - b 偽情報に対する監視の実施方法
 - ウ 総務省における偽情報への対応方法
 - エ 政府全体で偽情報対策を講ずる必要性
- (2) 原子力発電所の再稼働
 - ア 電力需給が逼迫した際の原子力発電所の再稼働に係る政府における決定権者
 - イ 原子力発電所を再稼働した上でサハリン 2 の事業から撤退する可能性
 - ウ 内閣から安全性を確保した上で対応を要請された場合の原子力規制委員会における対応
 - エ 経済安全保障の観点から原子力発電所の再稼働に向けた小林国務大臣の所見

浅野哲君（国民）

内閣提出法律案における先端的な重要技術の開発支援

- ア 「特定重要技術」の定義
- イ 「先端的技術」の定義
- ウ シンクタンク機能
 - a 令和 5 年度までの創設を目指す新たなシンクタンク機能の具体的内容
 - b 現在、シンクタンク機能を補い得る組織があるか及びどのような組織かの確認
 - c シンクタンク機能を持つあらゆる組織の目標に経済安全保障の観点を加え、一体的に機能する仕組みを構築する必要性

笠井亮君（共産）

- (1) 内閣提出法律案の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度における「特定妨害行為」の内容
- (2) IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（以下「申合せ」という。）
 - ア 申合せの目的
 - イ 平成 30 年 12 月 10 日時点及び現在の対象機関及び数
 - ウ 各省庁等が内閣サイバーセキュリティセンター等に対して、必要な措置について、原則、助言を求めるとされる中、令和元年度及び令和 2 年度における助言の実績の件数
 - エ リクエスト・フォー・インフォメーション（RFI）及びリクエスト・フォー・プロポーザル（RFP）により取得する情報

- オ 助言実績件数において示された懸念の有無の判断基準
- カ オの基準は何に記載されているかの確認
- キ 懸念の具体例
- ク 特定の国や企業を排除することを目的としているかの確認
- ケ 申合せを受け、第1060回電波監理審議会において使用禁止すべきと意見が出たのはどの国の製品か及びそれに対する総務省の発言の確認
- コ ITサービスの外部委託について強化した内容
- サ 原則、助言を求めることにより、下請や取引先企業を監視することになる可能性
- シ 予見可能性がない制度により、官民癒着の温床になる可能性
- (3) 令和元年4月19日の日米安全保障協議委員会（以下、「2プラス2」という。）
 - ア 2プラス2を踏まえ、日本の政府調達取組についてシヤナハン米国防長官代行が述べた内容
 - イ 日本の通信会社のネットワークインフラを守るための政府調達における制限の内容
 - ウ イの政府調達の制限を受け、シヤナハン米国防長官代行が感謝をしたかの確認
 - エ 2プラス2で確認したサイバー攻撃への対処
 - a 令和元年度版防衛白書の記載内容
 - b 米国のサイバー戦略と一体となり自衛隊が武力を行使できることは世界の緊張を高める可能性
- (4) 令和3年4月に菅・バイデン両首脳で合意した日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップの「第三国における日米協力」の内容
- (5) 産業サイバーセキュリティセンターが実施している中核人材育成プログラムにおいて特別講義として米国から招聘した講師及びその肩書
- (6) 令和4年1月21日の日米首脳テレビ会談後の記者会見において岸田内閣総理大臣が述べた「経済的威圧」
 - ア 「経済的威圧」の意味
 - イ 他国との合意及び声明において「経済的威圧」の使用を開始した時期及び使用回数
- (7) 内閣提出法律案
 - ア 経済版の2プラス2の合意を推進する位置付けで提出されたものであるかの確認
 - イ 食料自給率及びエネルギー自給率の向上が位置付けられていない理由

大石あきこ君（れ新）

- (1) 内閣提出法律案
 - ア 経済安全保障政策において小林国務大臣が重要と考える同志国との協力拡大等の「同志国」が米国を指すかの確認
 - イ 米国から要求を受けていることが本法律案の立法事実であるかの確認
- (2) 日本の半導体産業の衰退
 - ア 昭和61年の日米半導体協定が、その後の日本の半導体産業の衰退の要因であるかについての見解
 - イ 日本の半導体産業の衰退における問題点が本法律案により解決するかの確認
- (3) 原子力政策
 - ア 経済産業省の意向を受けて平成18年に東芝が米国の原発関連会社を買収した結果、経営危機に陥って国民及び労働者の経済安全性が脅かされたとの指摘に対する小林国務大臣の見解
 - イ 原子力発電所が有事における攻撃対象となるリスクについての小林国務大臣の見解